

感染症医療従事者支援事業について

令和2年6月2日
医療介護人材課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の患者等への診療行為を行う医療関係者の待遇改善等を図るため、該当する医療関係者への特殊勤務手当を支給する医療機関に対し、その費用に対する補助を行う。

2 事業の概要

(1) 対象となる医療機関

- ① 帰国者・接触者外来を設置する医療機関
- ② 感染症指定医療機関
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者に係る入院協力医療機関
- ④ 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対してPCR検査を実施している医療機関 等

(2) 対象となる医療関係者

新型コロナウイルス感染症患者若しくはその疑いのある者に対応した医療関係者（医師，看護師，臨床工学技士等）等

(3) 対象となる費用

令和2年4月1日以降に支給された特殊勤務手当
（令和2年4月1日以前に実施した作業に対して、令和2年4月1日以降に特殊勤務手当が支給された場合を含む。）

(4) 補助金額

作業内容に応じて、次の額を上限として支給

- ① 4,000円（人/日）
 - ・ 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
 - ・ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業
- ② 3,000円（人/日）
 - ①以外の新型コロナウイルス感染症患者等に接して行う作業

3 スケジュール（予定）

- | | |
|------|-----------|
| 6月中旬 | 交付要綱制定，通知 |
| 6月下旬 | 申請受付開始 |
| 7月 | 交付開始 |